

## I 策定趣旨

### 1 はじめに

奈良県では、いつ、どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するため、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携し、「減災」の考え方に基づき全県を挙げ災害対策に取り組んでおり、近年では、平成 26 年 4 月 1 日に「奈良県地域防災活動条例」を施行し、行政による公助とともに、県民による自助、地域における共助の取り組みを推進しています。

また、奈良県の災害廃棄物対策については、平成 23 年 9 月に県南部を中心に大きな被害をもたらした紀伊半島大水害において、県内市町村・関係団体等から協力を得て、災害廃棄物処理の広域的支援を行ったことを教訓に、全市町村等との間で「災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書（平成 24 年 8 月）」を締結し、災害発生時の相互支援スキームを構築しました。

一方、国においては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、日本の観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大地震とそれによる津波の発生により、多くの尊い生命や財産が奪われるとともに、被災地においては膨大な災害廃棄物が発生し、被災地域の復旧・復興に大きな障害となったことから、今後高い確率で発生することが予想されている大規模災害に備え、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を策定し、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けて、各地方自治体における災害廃棄物処理対策を促進しています。

これらを踏まえ、奈良県では、大規模災害時に発生する災害廃棄物を、できる限り円滑かつ計画的に処理するための基本的な方針を示し、国・県・市町村等が情報共有することにより、各主体の対応能力の向上、広域的な相互支援体制の整備推進等を促進するとともに、市町村における災害廃棄物処理計画策定に資することを目的に、この度、「奈良県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

今後は、市町村や関係機関等への周知・共有を図るとともに、教育・訓練の実施や仮置場の確保対策、広域連携体制の構築等の課題に取り組み、大規模災害時に備えた体制の整備・維持を継続的に図って参ります。また、これらの取り組みや、国及び近畿圏等における相互支援体制の検討を踏まえて計画の見直しを行い、より実効性の高い計画に進化させていきたいと考えています。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、環境省「災害廃棄物対策指針」や「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」における検討を踏まえ、「奈良県地域防災計画」等との整合を図り、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方策などを示すものである。

